

利 用 約 款

<約款の適用>

第1条 会員、非会員を問わず、当ゴルフ場を利用される方（以下利用者という）は、当クラブ会員規約諸細則およびローカル・ルールによるほか、本約款に従っていただきます。

<利用契約の成立>

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方が、当日フロントにおいて本約款を承認のうえ、プレー申込書に署名、またはカード等によるチェックイン手続をしていただくことにより、利用者とゴルフ場との間に施設利用契約が成立するものとします。

<利用の申込、予約金、違約金等>

第3条 プレーの申込みは、当ゴルフ場が別に定める予約取扱規定に従っていただきます。

キャンセルは3日前の正午までをお願いいたします。それ以降のキャンセルにつきましては、所定のキャンセル料を申し受けます。

<利用の拒絶>

第4条 当ゴルフ場では、次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. ビジターについては、メンバーの同伴または紹介等がないとき。
3. 利用者が、暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団構成員または関係者（これに準ずると当クラブが認めた者を含む）であるとき。
4. 利用者のゴルフ技術が著しく低く、またはプレーが極端に遅い等の理由により、他の利用者に迷惑がかかると当クラブが判断したとき。
5. 利用者が、品位を保つに足らない服装で来場されたとき。
6. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
7. その他、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由のあるとき。

<休業日・開場時間>

第5条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

<利用継続の拒絶>

第6条 当ゴルフ場は、以下の各項に該当する方の利用継続をお断りすることがあります。利用継続の拒絶を受けた方は、プレー途中であっても直ちにプレーを中止し、速やかに当クラブから退去していただきます。この場合でも、所定の利用料金の全額を退去前にお支払いいただきます。

1. 施設の利用開始後に第4条に該当し、もしくは第25条および第26条に違反することが判明した方。
2. その他、施設利用を継続されることが好ましくないと当クラブが判断した方。

<金銭その他高価品、携帯品、自動車>

第7条 金銭その他の高価品は、別記貴重品ロッカー利用約款をご遵守のうえ、当クラブ備え付けの貴重品ロッカーにお預けください。

貴重品ロッカー、ロッカー室、浴室等のクラブハウス内、コースおよび駐車中の自動車内での盗難もしくは紛失事故に関しましては、当クラブは一切の責任を負いません。また、携帯品や駐車場の自動車についても、責任を負いかねます。

<ロッカーの鍵>

第8条 ロッカーの鍵は、利用者からお申し出があってもお預りいたしません。ロッカー内の収容品についても、前条に定めるとおり責任を負いません。

<宅急便の取り扱い>

第9条 宅急便について、当クラブは、その物品の受領および保管等においてお取り次ぎのみとし、宅急便に関する事故、破損および内容物の過不足等については責任を負いません。

<プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守>

第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケットおよびマナーを守り、従業員のアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

<ティーイングエリアにおける素振り>

第11条 素振りは、ティーマーカー内の打席または特に指定された場所以外では行わないでください。また、ティーアップしているプレーヤー以外の方は、ティーイングエリアに立ち入らないでください。

<飛距離の確認>

第12条 後続組の打者は、従業員のアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように注意して打球してください。

<前方の同伴プレーヤーへの安全確認>

第13条 同伴プレーヤーが前方にいる場合は、打球する前に必ず互いに意思疎通を行い、安全を確認してください。

<隣接ホールへの打ち込み>

第14条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですので、プレーヤーは、自己の飛距離および飛行方向について適切に判断して、慎重に打球してください。

<退避および退避所>

第15条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

退避所の設けてあるホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず退避所に退避してください。

<ホール・アウト後の退出>

第16条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーン上から退去し、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

<雷鳴のあった場合>

第17条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避してください。

<ゴルフカートのご利用>

第18条 ゴルフカートのご利用については、無理な操作をなさらず、必ずカート係員の注意に従ってください。故障等の場合には、直ちに係員に申し出てください。

<ラウンド所要時間>

第19条 プレーヤーは、常に後続組に対して適切な配慮をもってプレーを進行し、ハーフラウンドの所要時間2時間半以内のプレーを、できるだけお願いいたします。

ボール捜しは3分以内に行い、それ以上の時間を要する場合は、後続組に合図

してパスさせてください。この場合、パスした組が打球の届かない距離外に出るまで、プレーを再開しないようお願いいたします。

<コースの保護>

第20条 バンカーでのプレー後の足跡や不整面は、必ずバンカーレーキ等で入念に直してください。また、できるだけ低い所から出入りし、前面の土手は駆け上がらないようにしてください。

コース内のディボット跡は、必ず目土を入れて修復するなど、コース保護にご協力ください（カート後部に目土袋が積まれています）。

グリーン上では、芝がスパイク等で損傷することのないように注意し、ボールマークは必ず丁寧に直してください。

<火気使用の禁止>

第21条 コース内やクラブハウス内での火気使用は、所定場所以外について厳禁とします。コース内およびクラブハウス内では、灰皿のある場所以外は禁煙とします（加熱式・電子式たばこについても同様とします）。また、いかなる場所においても歩行喫煙は固くお断りいたします。マッチの燃え殻、たばこの吸殻は、必ずよく消して灰皿に入れてください。

<違背の場合の責任>

第22条 利用者が、第10条、第11条、第12条、第14条、第18条および第21条に違背し、第三者に対して損害を与える事故を発生させた場合、また、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条および第21条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は損害賠償等の責任を一切負いません。

<プレー終了後のクラブの確認>

第23条 利用者がプレーを終了した際には、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。

クラブの不足、損害等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

<施設に損害を与えた場合>

第24条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害について賠償していただきます。

＜施設内への持込品＞

第25条 施設内に以下のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. 動物等ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火、爆発のおそれのあるもの
5. 騒音を発するもの

＜行為の禁止＞

第26条 施設内で以下の行為はお断りいたします。

1. とばく、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、公告宣伝等の行為。
3. 利用者以外のコース内への立入り（ゴルフ場が特に許可する場合は除く）。
4. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。
5. 襟なしウェア、Tシャツ、ホットパンツ、その他ゴルフ場にふさわしくない服装をすること。下駄、サンダル、スリッパでの入場。

＜ビジターの債務の保証＞

第27条 会員は、その同伴または紹介したビジターが当クラブに対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務について、その履行につき、ビジターと連帯して保証していただきます。

＜ビジターへの周知徹底依頼＞

第28条 会員は、同伴もしくは紹介するビジターに対して、本約款の内容を予め周知徹底されるよう、ご協力願います。

以 上

貴重品ロッカー利用約款

貴重品ロッカーは、お客様が貴重品を一時保管するために、当ゴルフ場が場所をお貸しするものです。ご利用の場合にはこの約款によるものとします。

<貴重品ロッカーに入れることができないもの>

第1条 以下のものは貴重品ロッカーに入れることができません。

1. 多額の金銭（30万円以上）や高額な貴金属（30万円以上）、有価証券等。
※万が一の場合に備えて、キャッシュカード・クレジットカード等をお入れの場合は、カードと異なる暗証番号をお使いください。
2. 不法物品ならびに危険物の他、腐敗したり破損しやすいもの。
3. その他、保管に適さないと認められるもの。

上記2～3に該当する物品が入れられた事実が判明したとき、また、その疑いがあるときは、当方において開扉し、その事情に応じて保管、廃棄、その他適当な処理をすることがあります。

<使用期間・取扱い時間>

第2条 貴重品ロッカーの使用期間は、当ゴルフ場内の施設をご利用中の当日のみとします。また取扱い時間は、当ゴルフ場営業時間内とします。

<使用期間を経過したとき>

第3条 使用期間を経過したときは、貴重品ロッカー内の収容品を所定の保管場所に移し、30日間保管します。

なお、30日を経過してもお引き取りのない場合は、使用者が権利を放棄したものとみなし、当方において処分します。

<賠償責任>

第4条 以下の各項に該当する場合に生じる貴重品ロッカー内の収容品の損害について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

1. 暗証番号の盗用による盗難の場合。
2. 使用者の誤使用による場合。
3. 天災地変、その他不可抗力による場合。
4. ロッカーに第1条に該当するものを入れた場合。
5. 当ゴルフ場のお客様以外の方が使用した場合。

6. その他、当ゴルフ場の責めに帰さない場合。

以 上